

令和5年度第2回長久手市男女共同参画審議会要旨

開催日時	令和5年11月16日（木曜日） 午後3時45分から午後5時まで
開催場所	長久手市役所北庁舎2階災害対策本部室
出席者氏名（委員50音順、敬称略）	【委員】 杉谷希美、藤原直子、水野道子、山口康代、山中一毅、山本かほり、横田純子 【事務局】 くらし文化部長 門前健、同部次長 嵯峨剛、同部たつせがある課長 名久井洋一、同課課長補佐 西本拓、同課係長 神谷将行、同課主任 藤井厚宏、同課主任 杉浦嘉紀、子ども部子ども家庭課長 出口史朗、同課課長補佐 鈴木晶子
会議の概要	1 議題 (1) 令和5年度男女共同参画標語・川柳 入賞者の決定について (2) 第4次長久手市男女共同参画基本計画の庁内各課取組内容及び数値目標の検討 2 報告事項 (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度連携協定 (2) 児童館まつりにおけるLGBTQ+に関するブース出展 (3) ワークショップ開催結果
公開・非公開の別	公開
傍聴人数	0人
問合せ先	くらし文化部たつせがある課 電話 0561-56-0602

1 議題

(1) 令和5年度男女共同参画標語・川柳 入賞者の決定について

【資料1に基づき事務局より説明。】
⇒質疑なし。

(2) 第4次長久手市男女共同参画基本計画の庁内各課取組内容及び数値目標の検討

【資料2～5に基づき事務局より説明。】

委員：79項目から70項目に減っていますが、「市職員のメンタルヘルスに関する研修等参加のべ人数」など、消除されたものの中には目標未達成のものもあります。にもかかわらず削除しているのは、別の部署の施策で取り組むからということでしょうか。

事務局：今回、男女共同参画の計画を一から見直し、男女共同参画に直結する施策を選び取り、なるべくスリム化したいと考えています。「市職員のメンタルヘルスに関する研修等参加のべ人数」は、別の計画でも取り組んでいる項目のため、削除させていただきました。

委員：資料5-1のNo. 33「子育て支援サービスの充実」について、「放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型運営事業の導入」とありますが、これは子ども未来課との連携と考えてよろしいでしょうか。

事務局：子ども未来課が進める施策に、男女共同参画としても一緒に実施していきます。

委員：これは、市の直轄事業に対してですね。今、市以外でこういった事業はどれくらいあるのですか。

事務局：「放課後児童クラブ」という小学校が終わった後の子どもの預かり事業があります。市は、「児童クラブ」をやっています。これとは別に、児童生徒の保護者が運営する「学童保育所」があります。また、保育園についても民間事業所が増えてきています。

委員：資料４「市男性職員の育児休業の取得率」の目標値が８５％以上となっています。これは「２日」取っても「１年」取っても、同じように数えるため、「２週間以上」「４週間以上」のような数値を定めると、より具体的に見えると思います。

事務局：国は、令和７年までに「１週間以上」の取得率を８５％、令和１２年までに「２週間以上」の取得率を８５％と設定しています。期間を設けるかについては検討すべきと考えています。人事課に相談させていただきます。

委員：「１週間以上」「２週間以上」とは、連続ですか。合計ですか。

事務局：連続です。昨年度の取得は６人でした。取得した期間は、「半月（２週間）」「１か月」「１年」のため、「２週間以上」が１つの指標になると思います。人事課に確認した上で、検討します。

委員：昨年度の育児休業取得可能者は、何人ですか。

事務局：昨年度は５人でした。２回目の取得者がいるため、１２０％（５分の６）となっています。

委員：今後も１００％を超える可能性はありますか。

事務局：人事課に確認しましたが、愛知県が出している計算方法だと１２０％です。そのため、今後も１００％を超える可能性はあります。

委員：資料４「市女性職員の管理職（課長級以上）への登用率」について、組織の中で課長級になる年齢があると思います。今、市全体の中で何人いますか。課長級以上に上がりそうな年代の男女比について、そもそも男性が多ければ、３５％は無理ではないかと思います。具体的な母数が知りたいです。

事務局：令和４年度の数値ですが、一般事務職で課長級の前が課長補佐という階級です。課長補佐は、「男性２７人、女性６人」で女性の割合は１８．２％です。今後、この６名の方が課長級になっていく可能性があります。係長級になると、「男性３７人、女性２４人」で、女性の割合は３９．３％です。

委員：この男女の偏りは、採用時の状況ですか。それとも市の組織の中でちゃんとジェンダー平等に昇進がされて、このようになっていますか。

事務局：令和４年度時点での市職員の割合について、採用１年目から４年目の職員は、女性割合５１．８％です。採用５年目から９年目の職員は５０％、採用１０年目から採用１４年目の職員は４４．１％、採用１５年目から採用１９年目の職員は４０％、採用２０年目から２４年目の職員は４０％、採用２５年目から２９年目の職員は２９．７％、採用３０年目から３４年目の職員は２２．６％、採用３５年目以上の職員は１６．７％です。

委員：課長級は、どれくらいでなりますか。

事務局：おおよそ採用２５年目から２９年目の職員だと思いますので、約３０％です。

委員：後１０年程経つと、３５％ということですね。

事務局：保育士を入れると、もう少し数字が改善されます。

委員：職員にチャンスが巡ってくる年齢層、キャリア層の男女比を考えると、現実的に実現可能なのは、

もう少し先というところですね。

委員：資料３のＮｏ．１８に「地域活動団体の役職における女性の登用促進」とありますが、事務局からの説明の中で、「区長」が挙げられていました。これはとても難しいと思いますが、具体的にはどのような形で促進されるのでしょうか。

事務局：「区長」を例として挙げましたが、「区」以外にも地域活動団体はあります。具体例として、市が洞自治会連合会では、女性の方が会長に就任しています。このような地域のリーダーである女性を情報誌等で取り上げ、周知することで、「地域のリーダーは、男性に限ったものではない。」ということを啓発し、この施策を進めていきたいと思っています。

委員：資料３のＮｏ．５２に「市内のＮＰＯ等の法人が身近な場所で子育て等の相談窓口となり、当事者目線の寄り添い型の支援を実施」とありますが、これは市としての方向性ですか。それとも市内のＮＰＯ等をお願いするという意味ですか。

事務局：市の委託事業として、ＮＰＯに委託します。今回の計画期間で行っていくため、記載しました。

委員：「当事者目線」とありますが、「当事者の立場、当事者に寄り添う」といった言葉がよいかもしれません。

委員：資料４に「ファミリーサポートセンターの援助活動ができる会員数」を１９０人から２４０人に増やすという目標値があります。これは、「子育てをしているお母さんの援助をする」という意味ですか。どのようにして援助を受けやすくするのでしょうか。ファミリーサポートを知らない人もいますが、どのように周知して会員数を増やすのでしょうか。

事務局：援助を受ける側で子どもが小学校を卒業する時に、「援助する側の会員になりませんか」というように援助を依頼する取組がありましたが、なかなか増えていないのが現状です。令和５年度から、「長久手サポートプロジェクト」を立ち上げ、ファミリーサポートだけではなく、ワンコインサービスのような助け合いのサービスが他にもあります。他のサービスと共同して周知していきたいと思っています。

委員：資料３のＮｏ．２９「保育施設・サービスの充実」について、「待機児童数０」とは、『『保育園に入りたい』と手を挙げている人が０になる』という意味ですか。

事務局：「待機児童」は、厚生労働省が定義しています。他の園が空いているけれど、ある特定の園のみに入園希望の場合、待機児童には該当しません。長久手市では、希望の園に入れない方を「空き待ちの方」と言うのですが、「空き待ちの方」は数十人います。例えば、「特定の園にこだわられる方」、「兄弟で同じ園に御案内できない方」など、いろいろな事情を持った御家庭があります。特に長久手市は、なかなか御希望通りにすべて御案内できない状態が続いています。この待機児童３人について、毎年５月くらいに待機児童数を国に報告しますが、４月１日の状態です。これを何とか０にしたいというのが、担当課の目標であると考えます。

委員：資料３のＮｏ．２５「市職員を対象とした、各種ハラスメント防止についての要綱策定の検討」とありますが、長久手市には職員のハラスメント要綱はありませんか。

事務局：既に策定しているため、こちらは誤りです。修正します。

２ その他

(1) パートナリシップ・ファミリーシップ宣誓制度連携協定

【事務局より説明。】

委員：愛知県が令和6年4月1日のスタートを目指して動いていますが、その場合はこの連携協定は変わりますか。

事務局：名古屋市を中心とした連絡協議会があります。この協議会において、検討していくことになると思います。

委員：パートナーシップ制度を導入していない市町村もありますが、愛知県が先行して導入した場合はどうなりますか。

委員：愛知県において、パートナーとして、ファミリーとして認定されます。

委員：愛知県が認定するものであって、制度を導入していない市町村は認定しないことになります。長久手市の場合、愛知県が制度を開始すれば、長久手市では認定を受ける必要はなくなりますか。

事務局：長久手市で認定を受けなくても、愛知県で認定を受ければ、長久手市のサービスは受けられるようになります。

委員：県全体で進めるということは、現時点で制度を導入していない市町村においても進めなければならないですね。小さな町・村役場に行くと、知り合いもいるからなかなか行きづらい方もいると思います。そういう方の場合、県でも申請できるのはメリットになると思います。

委員：制度を導入していない市町村では、長久手市のような細かいサービスは受けられないのですね。

委員：全国でパートナーシップ制度を導入している市町村はいくつですか。

事務局：278市町村です。

委員：人口普及率で言うと70%を超えています。

委員：国が推進するべきと感じます。

(2) 児童館まつりにおけるLGBTQ+に関するブース出展

【事務局より説明。】

⇒質疑なし。

(3) ワークショップ開催結果

【事務局より説明。】

⇒質疑なし。